

## 「福祉サポートサービス」 倫理規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜川会が経営する福祉サービス第三者評価機関「福祉サポートサービス」（以下「評価機関」という。）が実施する福祉サービス第三者評価事業及び福祉サービス第三者評価調査者（当法人の役員ならびに評価業務を補助する者を含む。以下「評価調査者」という。）に関する倫理について必要な事項を定めることにより、常に公正・中立な立場で評価事業を実施することを目的とする。

### (使命及び責任)

第2条 評価調査者は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会の認証を受けた福祉サービス第三者評価機関職務を通じ、福祉サービスの質の向上と市民生活の発展に貢献することを使命とする。

2 評価調査者は、福祉サービス利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）に対して、最適な福祉サービスの事業者（以下「事業者」という。）を選択できるようなサービス情報を提供し、また、事業者に対しては、質の高いサービスを提供することができるように、客観的な立場による評価事業を提供することにより、福祉サービス全体の質の向上を図ることを使命とし、公正誠実に職務を行わなければならない。

3 評価調査者は、前項の使命の達成にふさわしい評価調査者となるべく、常に人格を磨き、良識と教養を深め、福祉サービス、法令、および経営の知識に精通し、適切な職務を行わなければならない。

4 評価調査者は、福祉サービス第三者評価の目的および意義を十分に理解し、これらに沿って活動し、当法人から委嘱された事項の目的を理解し忠実かつ誠実に履行しなければならない。

5 評価機関は、評価調査者の推薦にあたって、人格識見に優れ、専門的な福祉サービスの知識と事業経営について、十分な知識、経験、学識がある者を推薦しなければならない。

### (人権の尊重)

第3条 評価調査者は、評価事業を実施するにあたり、利用者等に調査協力を強いることのないよう、利用者等の意志に十分配慮し、人権を尊重する。また、利用者等の補助者に対して支援を受ける場合には、当該補助者が利用者等に調査協力を強いることのないよう、利用者等の意志に十分配慮し、人権を尊重するように適切な指導を行う。

### (窓口の設置)

第4条 評価機関は、当該評価事業に関する問い合わせや苦情に対応する窓口を設け、事業者、利用者等に周知する。

(情報の使用目的及び守秘)

第5条 評価調査者が収集する情報は、評価業務の実施に必要な情報に限るものとし、福祉サービス第三者評価以外の目的には使用してはならない。

2 評価調査者は、事業者、利用者及びその家族等の関係者に関する情報、その他評価業務を通じて得られた情報を、正当な理由なく漏洩してはならない。この守秘義務は契約終了後も同様である。

3 評価調査者は、評価業務で実施した利用者調査ならびに事業者の従事者が自ら記入した自己評価結果を事業者に報告する際には、記入者が特定されないよう加工しておかなければならない。また、個別の回答が記入された調査票については、事業者及び第三者に漏洩してはならず、そのために必要な措置を講じなければならない。

4 情報の保護と守秘については、当会の個人情報保護規程及び守秘義務規程の定めるところとする。

(評価契約の締結)

第6条 評価調査者は、評価機関と事業者との間に評価事業の公正・中立を害するような利害関係を生じ、評価事業の実施に支障を来すおそれがあるときは、対象事業所と評価契約を締結しない。

2 報酬は、特別な場合を除き、評価業務に着手する前に書面をもってなした契約書に記載しなければならない。

3 評価調査者は、評価契約を締結している対象事業所との間において、評価の中立・公正を害するような一切の利害関係を生じないものとする。

4 評価調査者は、評価契約を締結する際に特異な問題が予見されるときは、事業者の利益に盲従することなく、率直な意見を述べ、適正な評価を行わなければならない。

5 評価調査者は、評価事業の実施にあたり認められる範囲を超えて、事業者に業務上の不必要な負担をかけたり、不利益をもたらすようなことをしてはならない。

(評価事業推進の遵守)

第7条 評価機関及び評価調査者は、評価事業実施にあたっては、評価の公正・中立を害しない限り、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会の指示を遵守するものとし、推進委員会が評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

2 当法人は、第1条から第6条までの規定について、評価調査者のみならず、役員およびすべての職員、ならびに評価業務の実施にあたり法人から協力、一部の業務委託を受けた者に対しても、遵守させなければならない。

附 則

この要領は、平成17年12月1日から施行する。